

平成29年7月7日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
原子炉廃止措置研究開発センター
所長 森下 喜嗣

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

平成29年3月28日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成29年7月1日付け原子力規制庁の組織名称変更等に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、連絡いたします。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

読み替え前（平成 29 年 3 月 28 日 修正版）	読み替え後（平成 29 年 7 月 1 日以降適用）	理 由
<p>別図 2—2—5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路</p> <p>国（警戒事態の判断があった場合）</p> <p>連絡</p> <p>ふげん原子力防災管理者</p> <p>福井県</p> <p>敦賀市</p> <p>関係周辺都道府県</p> <p>関係周辺市町村</p> <p>福井県警察本部</p> <p>関係周辺都道府県警察本部</p> <p>その他関係機関</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)</p> <p>☐ : 防災業務計画等命令に係る通報先 → : 通報</p>	<p>別図 2—2—5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路</p> <p>国（警戒事態の判断があった場合）</p> <p>連絡</p> <p>ふげん原子力防災管理者</p> <p>福井県</p> <p>敦賀市</p> <p>関係周辺都道府県</p> <p>関係周辺市町村</p> <p>福井県警察本部</p> <p>関係周辺都道府県警察本部</p> <p>その他関係機関</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>☐ : 防災業務計画等命令に係る通報先 → : 通報</p>	<p>原子力規制庁の組織名称変更等</p>

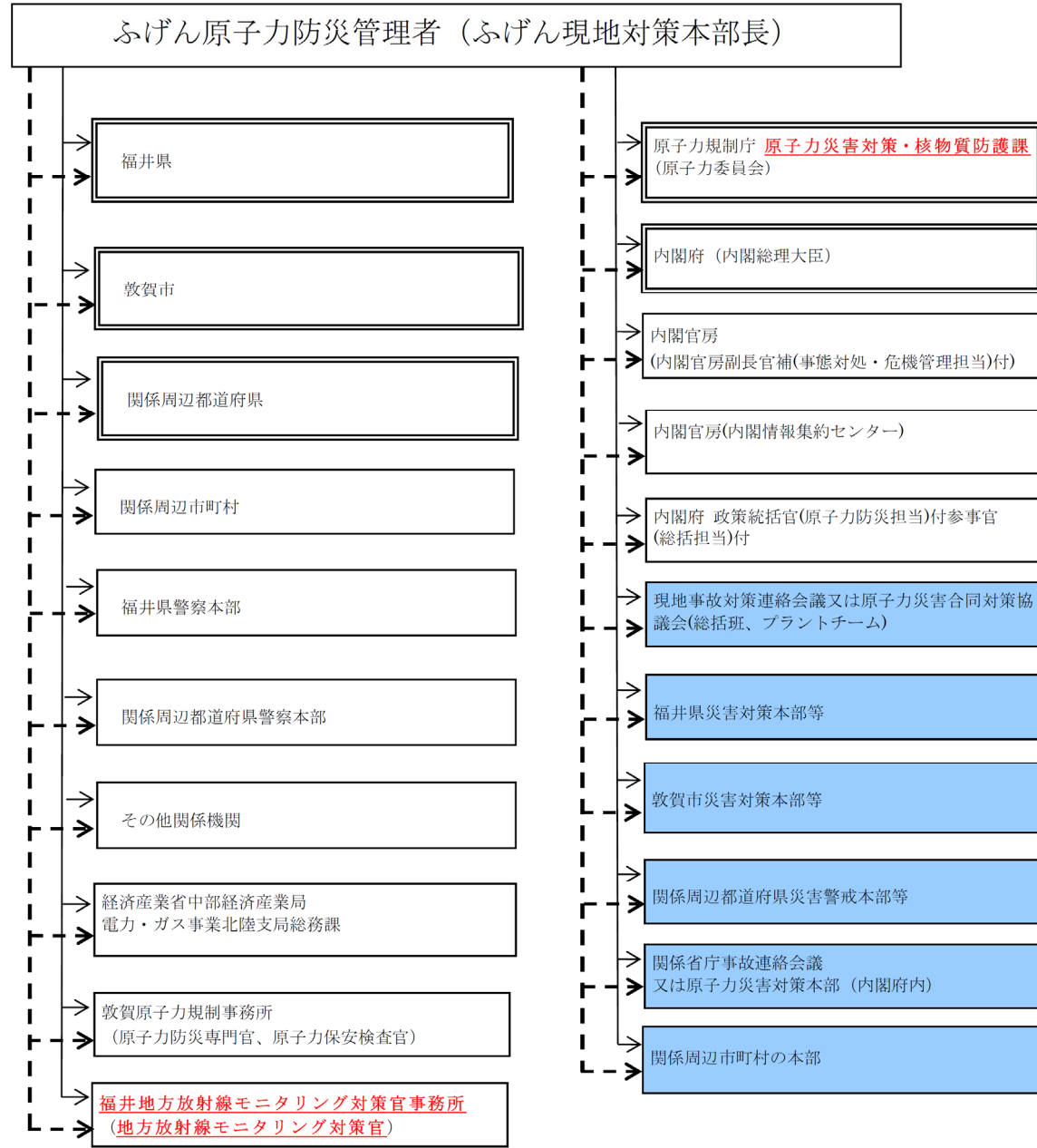
読み替え前（平成 29 年 3 月 28 日修正版）

読み替え後（平成 29 年 7 月 1 日以降適用）

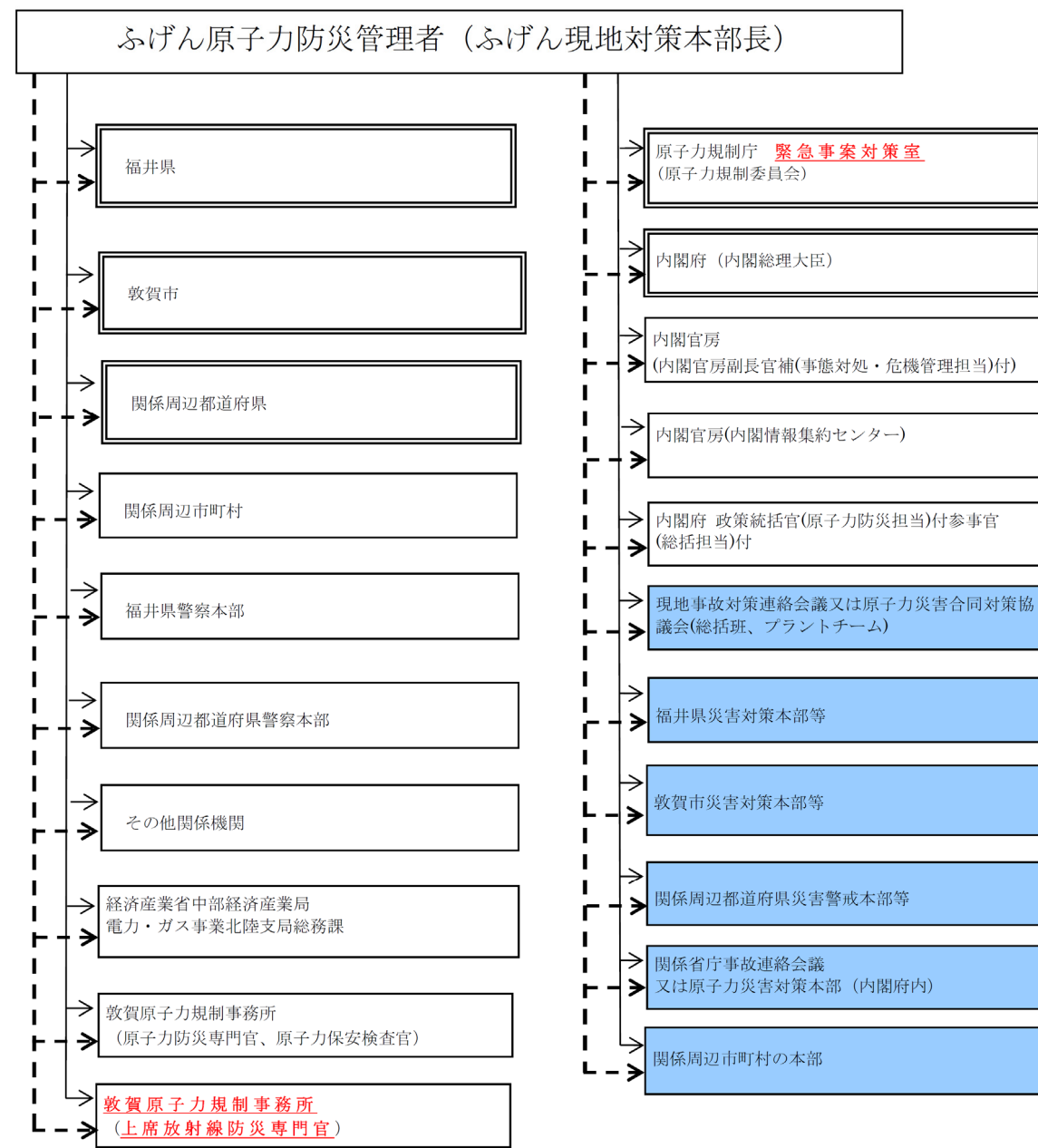
理 由

別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路

別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路



- : 原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先
- : 設置されている場合に連絡
- : 電話
- - - -> : FAX



- : 原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先
- : 設置されている場合に連絡
- : 電話
- - - -> : FAX

原子力規制庁の組織名称変更等
(以下、本頁において同じ。)

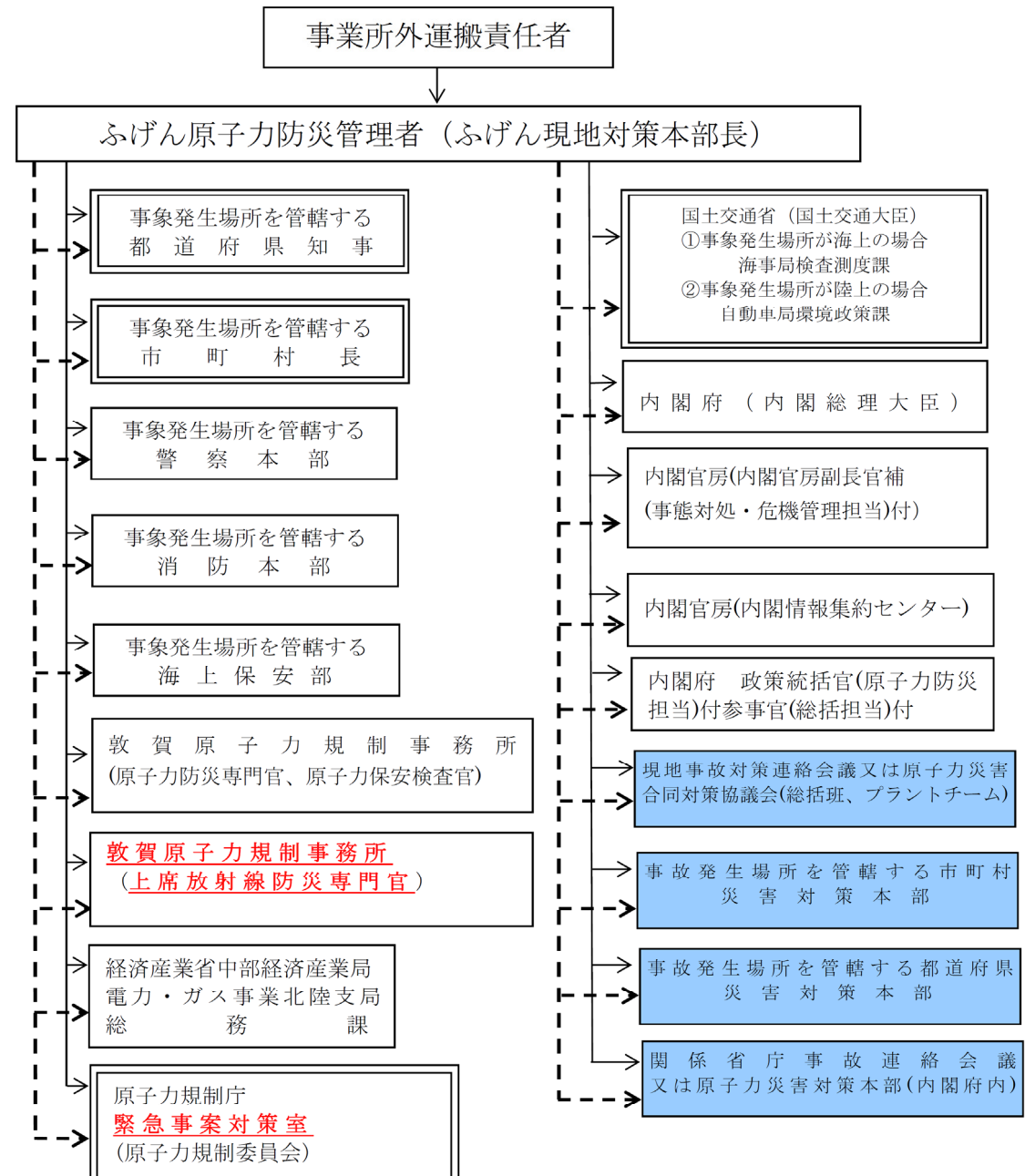
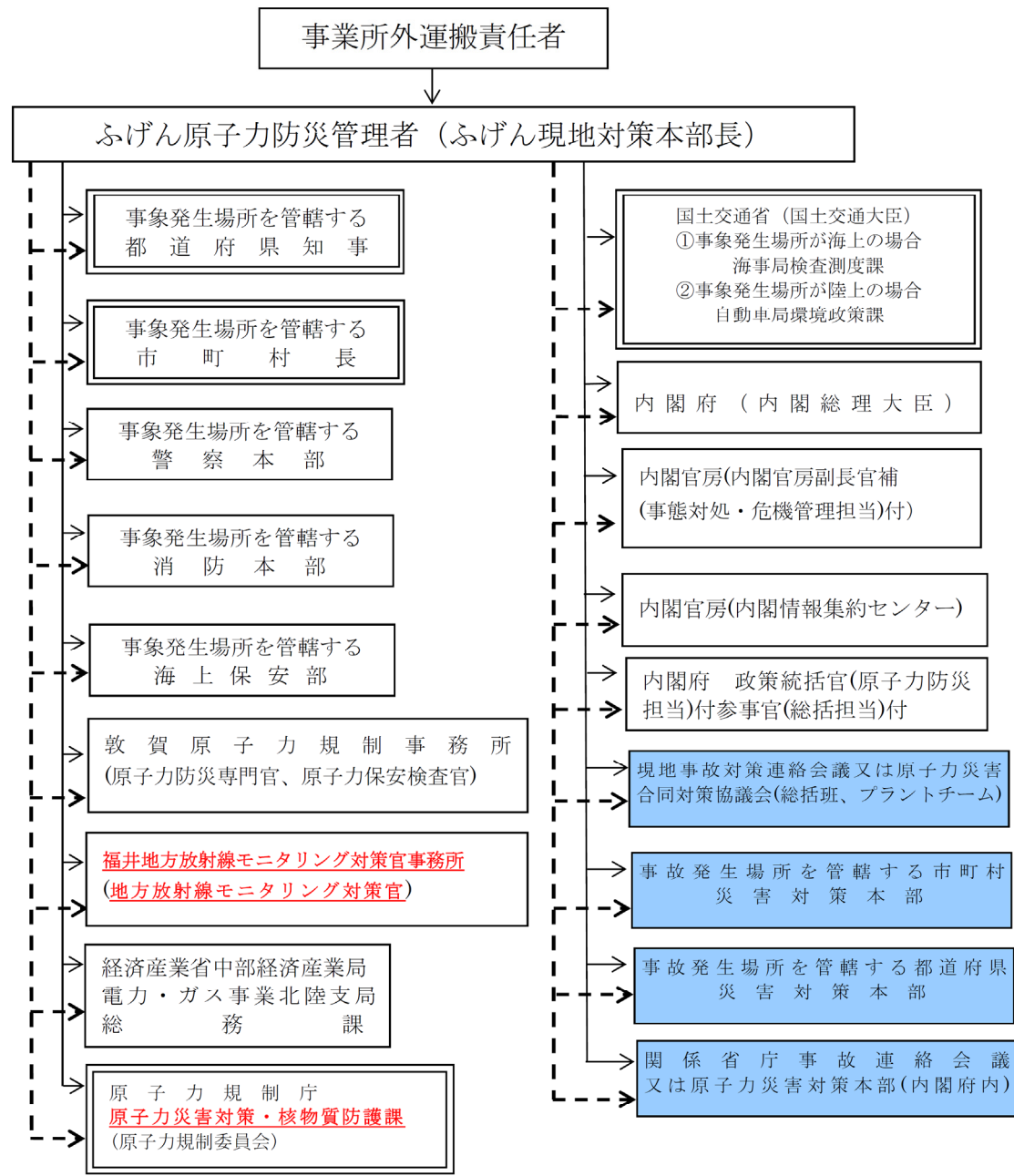
読み替え前（平成 29 年 3 月 28 日 修正版）

読み替え後（平成 29 年 7 月 1 日以降適用）

理 由

別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路

別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路



: 原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先
 : 設置されている場合に連絡
 ———→ : 電話
 - - - -> : FAX

: 原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先
 : 設置されている場合に連絡
 ———→ : 電話
 - - - -> : FAX

原子力規制庁の組織名称変更等
(以下、本頁において同じ。)